

# 平成19年度予算編成方針（案）

## 1 国家財政の状況

### （1）景気の回復 - デフレ脱却の最終局面に -

我が国の経済は、世界経済の着実な回復が続く下、企業・家計ともに改善が続き、デフレ脱却についても、米景気や原油価格などの海外要因で逆戻りする懸念はあるものの、最終局面に入ったとの認識が示されています。その一方で、9月の月例経済報告では、個人消費がこれまでの「緩やかな増加」から「伸びが鈍化」に、また、住宅建設、輸出、輸入についても「増加」から「横ばい」に下方修正されており、「原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある」とされています。

### （2）巨額の債務残高 - 平成18年度末542兆円に -

財政面では、聖域無き歳出改革に努め国債発行を抑制し、平成18年度当初予算の公債発行額は29兆9,730億円と平成13年度以来5年ぶりに30兆円を下回る水準を達成し、公債依存度を37.6%としたものの、平成18年度末の公債発行残高は542兆円と見込まれ、昭和40年度の公債発行以降、最悪の状況が継続しています。さらに地方債などを合わせた国と地方の長期債務残高は775兆円とGDP（国内総生産）の150.8%の見込みとなっています。これは主要先進国中最悪の水準であり、放置できない問題として、2010年代半ばに債務残高GDP比を安定的に引き下げる事を目指すこととしています。

### （3）基礎的財政収支黒字化に必要な額は16.5兆円

このため、財政健全化の第一歩である基礎的財政収支の黒字化を平成2011年度に実現させるために必要な額を16.5兆円とし、その内少なくとも11.4兆円を歳出改革によって実施することとしています。そして、平成19年度予算を、今後5年間の歳入・歳出改革の初年度の重要な予算と位置づけ、歳出全般にわたる徹底した見直しと所管を越えた予算配分の重点化・効率化を求めることとしています。

### （4）一般会計概算要求総額85兆7,048億円

このような中で、国の平成19年度一般会計概算要求総額は、公共投資関係費などに認められた2割増し要望などを加えると、平成18年度当初予算比7.6%増の85兆7,048億円となっており、このうち、社会保障や公共事業など政策実行経費である一般歳出は、同7.4%増の49兆7,847億円、国債費は10.3%増の20兆6,921億円となっています。今後、年末に向けて、8年ぶりに80兆円を下回った平成18年度当初予算水準（一般会計79兆6,860億円、一般歳出46兆3,660億円）を目指して社会保障費や地方交付税などを中心に歳出抑制が図られる見直しとなっています。

## 2 地方財政の状況

### (1) 地方交付税の大幅な減額と巨額の地方債残高

地方財政では、平成16年度地方財政対策において地方交付税と臨時財政対策債の合計額が2兆9千億円減少し、各地方公共団体は財政調整基金の取崩しによる対応を余儀なくされるなど苦しい予算編成となりました。その結果、歳出削減が強化され、基金の純取崩し額が大幅に増加することとなり、平成16年度決算における実質単年度収支は2年ぶりに赤字(117億円)に転じています。117億円の赤字の内、都道府県は1,373億円の黒字、市町村が1,490億円の赤字となっており、市町村財政にとって厳しい結果となっています。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施、普通交付税振替分である臨時財政対策債などにより、地方債残高は平成18年度末では204兆円(対GDP比39.7%)に達すると見込まれ、元利償還金が財政を圧迫する要因となり、構造的に極めて苦しい状況にあります。

### (2) 増大する財政需要に対応

一方、地方公共団体は少子高齢化対策、循環型社会の構築等の重要政策課題を推進していく上で大きな役割を果たしていくことがますます強く期待されており、今後さらに事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進等、行財政全般にわたる改革を積極的かつ計画的に進めることが強く求められています。

### (3) 「三位一体の改革」の結果

さらに「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革の一環として推進された、「三位一体の改革」の結果4兆9,005億円の国庫補助負担金の削減、3兆94億円の税源移譲、5兆1,000億円の地方交付税の削減となりました。「骨太の方針2006」においても、国・地方の歳出に無駄や非効率を放置したまま負担増を求めることについて国民の理解を得ることは困難であるとし、地方歳出については国と歩調を合わせて、大幅な人件費の削減及び地方単独事業費の現在の水準以下の抑制等が盛り込まれています。これらの歳出削減努力を前提に、安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額を確保するとしています。しかし、交付税の想定額は総務省と財務省では1兆円の差があり、決定まで予断を許さない状況です。また、総務省の要望額でも平成15年度水準までには至っておらず、依然として地方公共団体の財政運営は厳しい状況が続くものと見込まれます。

## 3 本市財政の現状と予算編成方針

### (1) 本市財政の現状

本市財政は、多様化する市民要望に対応するため各種施策を積極的に実施したことや社会保障関連経費の増大等により拡大する一方で、地方交付税の減少等により施策経費に充当可能な一般財源が大幅に減少しており、市債発行や基金の取り崩しによって財源を補てんしている状況が続いています。

また、平成16年度の度重なる大規模災害への対応のため大幅に減少した財政調整基金は、これまでの歳入歳出改革への取り組みと市税収入の回復によって平成17年度末の残高は37億円にまで回復しましたが、平成27年度までの10か年の財政収支見通しでは、未だ27億円を超える財源不足を生じており、平成25年度には、財政調整基金残高が0となる見込です。

市債残高についても、国と歩調をあわせた経済対策の実施や土地区画整理事業等の投資的経費に加え、臨時財政対策債等、一般財源の不足を補てんするための市債発行によって累増し、平成18年度末ではおよそ896億円となる見込です。

## (2) 「歳入準拠」に基づいた予算編成

このように深刻な財源不足が見込まれている財政状況にあって、従来の節約型の予算編成では対応できないことから、これまでの歳出積み上げ方式にかえて、歳入をもって予算総額の基本とする予算編成方式への転換を図っているところですが、平成19年度においても、事務事業の重点化を図り、限られた財源の重点配分を徹底し、見込んだ歳入は確実に確保し、歳出については、歳入で賄うことのできる範囲内とする「歳入準拠」に基づいた予算編成を徹底して行うこととします。

## (3) 「創造の10年へ！5%の行政経営改革」の推進

各部局においては、このような財政状況をむしろ既存事業見直しの好機と捉え、費用対効果分析の精度を高め、事務事業の廃止・見直しを含めた選別・重点化に取り組むこととしてください。現在、全職員の英知を結集し目標達成に向けて取り組んでいる「創造の10年へ！5%の行政経営改革」を推進し、第四次新居浜市長期総合計画に掲げた目指す都市像を実現するため、後期5か年のまちづくりを着実に推進する予算を編成することとします。編成に当たっては、限られた財源を効率よく、効果的に投入するために「行政評価システム」の活用等により、費用対効果の検証、事務事業の優先度による重点化、手法の改善、効率化、簡素化、統合、廃止などの再検討を行い、施策事業を厳選して実施する予算とします。

## (4) 「新居浜市行政改革大綱」に基づく行政管理経費の削減

現在、平成19年度を初年度とする「行革大綱2007」の策定作業中ですが、その作業内容も踏まえ、「新居浜市行政改革大綱(平成14年度～平成18年度)」「集中改革プラン(平成17年度～21年度)」に基づき、行政管理経費の削減に努め、財源の重点配分による計画的な事業推進とストックやコストを意識しながら経費の効率化を図り、中長期の財政運営を見通した中での諸施策の検討を行い、第四次長期総合計画及び新市建設計画に基づく各種施策を計画的に推進する予算編成を行うことといたします。

# 平成19年度予算編成要領

## 1 予算編成に関する基本的事項

### (1) 事務事業の重点化

「行政評価システム」の活用等により費用対効果分析の精度を高め、廃止・見直しを含めた選別・重点化を図り、より効果の高い事務事業へ経営資源を重点的に配分すること。

### (2) 創意工夫による効率化

各部局の創意工夫により、事務事業の統合、廃止、手法の改善等を行い、一層の効率化、簡素化を推進すること。

### (3) 計画的な予算編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改正に伴うもの 国・県の補助内示のあったもの 災害復旧事業等緊急を要するもの 以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

### (4) 財源の確保

市税、使用料等については、負担の公平性とより多くの財源を確保するため、引き続き徴収率の向上に努めること。使用料・手数料については、今年度の見直し結果を踏まえ、受益者負担の適正化を図ること。

国庫(県)支出金については、積極的に情報収集を行い、的確な見積りに努めること。また土地建物等の遊休資産については処分を検討し、財源の確保を図ること。

### (5) 議決機関等の指摘事項

議決機関(決算特別委員会等)、監査機関から指摘のあった事項については、精査を行い、予算要望すること。

## 2 予算編成の具体的事項

### < 10か年実施計画 >

平成19年度の10か年実施計画については、別途通知する「10か年実施計画編成要領(平成19~28年度)」に基づき編成する。

### < 経常経費 >

経常経費については、「平成19年度経常経費算定基準」に基づき編成する。経常経費も「5%の行政経営改革」の対象であり、あらゆる角度から事業内容の

見直しを行い、創意工夫により事務事業の効率化を目指すこと。

## < 歳入に関する事項 >

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

### ( 1 ) 市税

市税は、歳入の大宗となる重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

### ( 2 ) 使用料等

使用料は公の施設等の利用の対価として特定の利用行為の応益性に着目して徴するもの、また、手数料は特定の行政サービス（役務提供）に対する実費弁償的なものとして徴するものであることから、住民負担の公平性及び受益者負担の原則を基本に毎年度のコスト計算等により、受益者の負担割合、単価基礎等適正な水準にあるかなどについて常に検証し、適正化に努めることが必要であり、今年度の見直し結果に基づく見積を行うこと。

### ( 3 ) 国（県）支出金

国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。

### ( 4 ) 市債

事業推進上、市債は有効な財源であるが、発行による公債費の後年度負担の増加は、施策事業費への投与財源の減少に結びつくことから、プライマリーバランスに留意し、対象事業の厳選を行い、市債残高の累増の抑制を基調とする。活用にあたっては適債性や交付税措置について財政課と十分協議の上見積もること。

### ( 5 ) その他の収入

財産収入、諸収入等については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な捕捉に努め、財源の確保を図り、増収に努めること。特に、遊休資産についてはその有効活用について幅広く検討し、処分可能なものは引き続き積極的な取り組みを進めること。

## < 歳出に関する事項 >

事業の選択にあたっては、事業の効果、経済性等に十分留意し、「10か年実施計画」、「新市建設計画」に基づき具体的な計画に立脚したものと及び市民生活への関連性が高く緊急性のある事業並びに地域経済の活性化に資する事業を優先すること。限られた財源をより効果的・効率的に投入するために、「行政評価システム」を活用し、各事務事業の施策目標に対する貢献度を明確にすることで、より効果の高い事務事業へ重点的な財源配分を行うこととする。

また、各部局の創意と工夫によって、事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。コスト削減、手法改善等、効果効率的な執行に努めるほか、執行段階における競争の促進や経済の動向、人事院勧告などを勘案した単価の適正化、入札の状況などに十分留意すること。

なお、国・県補助負担金等の廃止・縮小が行われた事務事業は、内容を精査し、安易な市単独事業への振替えは原則として行わないこととする。

### (1) 人件費

人件費は、削減が困難な義務的経費であるため、財政を圧迫する要因の一つであると同時に市民が最も関心を示すものであり、常にその動向に留意しなければならない経費である。このことから、定員管理の適正化等を強力に推進し、人件費の抑制を図ることとする。平成17年度から実施している削減策（特別職報酬10%カット、管理職手当10%カット等）について継続して実施する。

### (2) 扶助費

社会保障関係経費については、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積もりを行うこと。

また、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

### (3) 物件費その他

施策費、公共事業及び単独事業の事務費に係る物件費その他経費についても、経常経費算定基準に基づき算定することとし、複写機使用料等の共通経費への予算計上を優先することとする。

### (4) 負担金、補助金及び交付金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめることとする。

補助金については、全ての補助金について、公募制に基づく審査により決定することとする。

#### ( 5 ) 投資的経費

事業の選択にあたっては、重点化・効率化等を勘案し「第四次長期総合計画」「新市建設計画」に基づく具体的計画に立脚したもので市民生活への関連性が高く、かつ緊急性のある事業を優先する。

### < 事務事業見直しにあたっての留意点 >

#### ( 1 ) 市民要望への対応

市民要望は適切に把握されているか（現場を確認しているか）。

特定の個人や団体の要望を市民要望と受け取っていないか。

受益者が特定され、全体に還元されていないものはないか。

#### ( 2 ) 事業実施時期の妥当性

事業実施の時機を得ているか。

緊急性、必要性などについて十分検討されているか（社会経済情勢の変化と関わりなく、漫然と要求していないか）。

すでに目的を達成していないか。

#### ( 3 ) 行政関与の妥当性

民間等で同種の事業が実施されていないか。

市が関与すべき範囲を越えていないか（過剰サービスとなっていないか）。

#### ( 4 ) 効果・効率性

市民にとって、明らかな行政効果があがっているか。

利用者や利用率が減少していないか。

より効率的な手段や方法はないか。

類似の事務事業について統合することはできないか

他の部局で同種の事業はないか。

#### ( 5 ) 適正な受益者負担

サービスを受けていない市民との公平性に問題はないか。

無料または負担が少ないことから、本来必要のない利用者を生み出していないか。

行政コスト、事業目的等に照らして、適正な受益者負担金の設定となっているか。

### 3 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成にあたっては、一般会計に準じて行うものとするが、個々の会計の性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

## 4 その他

- ( 1 ) 公費により管理運営している特殊法人については、本市の予算編成に準じたものとし、予算を安易に公費に求めることなく、自主事業の展開による財源の確保並びに事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。
  
- ( 2 ) リース契約等について、債務負担行為なしで長期継続契約が可能となっている。条例、規則、運用基準を確認の上、長期継続契約を行う場合は、10月31日までに「長期継続契約に係る協議書」を契約課に提出すること（承認通知は11月15日）。



## 平成19年度当初予算経常経費算定基準

経常経費は、人件費、扶助費、公債費など歳入の変動に関係なく固定的、義務的に支出しなければならない経費であるが、「5%の行政経営改革」の視点から、あらゆる方面からの見直しを行い、重点化、手法の改善、効率化、簡素化、統合、廃止などの再検討を行うこと。

平成19年度当初予算経常経費の算定基準を次のとおり定め、本基準に従って予算編成作業を進めていきます。

### 1 報酬

- 年額報酬 別途算出する。（基準額の決定は12月末頃の予定であるため、要望額の算出は平成18年度の基準を用いること）
- 月額報酬 補助対象については、補助基準額とする。  
報酬額は、「報酬及び費用弁償等に関する条例」に定める額とする。

### 2 給料

- 別途算出する。（総務部）
- 補助事業の事務費については、人件費（給料、職員手当等、共済費）を優先して最大限計上すること。

### 3 職員手当等

- 時間外勤務手当 給料の5.1%以内とする。
- その他の手当 給料に準じる。

### 4 共済費

- 社会保険料 報酬、賃金に料率を乗じて算出した額とする。
- 共済組合負担金等 給料に準じる。

### 5 災害補償費

- 前年度当初予算額を上限とする。

### 6 恩給及び退職年金

- 条例に基づいて算出した額とする。

### 7 賃金

- 臨時職員給 人員の見直し及び単価は別途算出する（基準額の決定は12

月末頃の予定であるため、要望額の算出は平成18年度の基準を用いること）。

## 8 報償費

報償金	}	原則として前年度当初予算額を上限とする。
謝礼金		原則として前年度当初予算額を上限とするが、各種大会、
賞品記念品		行事等における記念品等は、必要性を検討し、不要なもの、 慣例的なものは廃止する。

## 9 旅費

費用弁償	}	原則として前年度当初予算額を上限として、行先、内容等を明記した積算資料に基づき算定した額とする。総会、大会、調査等への参加は1名とし、全国規模の大会、総会等への参加は原則として認めない。
普通旅費		

また、「昭和39年庁達第7号」に基づき1用務1人を原則とする。

なお、委託料、補助金等に旅費相当額が含まれている場合も、上記と同様の取り扱いとする。

四国内（島しょ部除く）への出張については原則として公用車により行うこと。

市内旅費 公用車利用の場合は支給なし。

## 10 交際費

実績等を勘案して算出する。

## 11 需用費

食糧費 必要最小限度の額を基本に、実績等を勘案して算定する。

賄材料費 原則として補助基準内の額とする。

消耗品費 原則として前年度当初予算額を上限とする。

なお、環境目標に基づき、用紙使用量については平成15年度実績の11%減を基本とする。

印刷製本費 各種冊子類については、資源の節約の上からも、その必要性、配布先、冊数等を精査し、整理統合を図るとともに、ホームページの活用等で代替できないか検討すること。また、パソコン等の活用による版下製作や庁内印刷の利用等により節減に努めること。また、帳票類については、在庫の状況を把握の上、必要数量を的確に見積もること。

光熱水費 原則として前年度当初予算額を上限とし、昼休みの消灯、不要な照明の調整等を積極的に実施し、節減を行うとともに

使用量、電力単価の動向に留意すること。

なお、環境目標に基づき、電気使用量は平成15年度実績の4%減、水道使用量は同8%減を基本とする。

器具修繕料

施設修繕料

燃料費

維持補修費は、原則として前年度当初予算額を上限とする。

燃料使用量は環境目標に基づき、平成15年度実績程度を基本とする。

## 1.2 役務費

通信運搬費 別途算出する。

県庁等への郵送のように定期的に多数の文書を同一箇所へ郵送する場合は、引き続き総務課で取りまとめて郵送するので、留意すること。

火災保険料

自動車保険料

加入契約に定められた料率によって算出した額とする。

平成18年度に新設した施設や新規購入車両に係る保険料について、遺漏のないよう計上すること。

広告料

手数料

原則として前年度当初予算額を上限とする。

## 1.3 委託料

入所・措置委託料 別途算出する。

業務・管理委託料 別途算出する。

施設の管理及び清掃業務等については、委託業務の回数、範囲などの見直しにより、圧縮に努めることとする。また、委託業務に係る人件費については、人員配置が適切かどうか、直営で実施する場合との比較検討などを行い見積もること。

## 1.4 使用料及び賃借料

自動車賃借料

会場賃借料

電算機使用料

複写機使用料

原則として前年度当初予算額を上限とする。

リース期間終了後においても使用可能な機器については、可能な限り使用すること。

別途算出する。

## 1.5 工事請負費

維持補修費は、原則として前年度当初予算額を上限とする。

## 1.6 原材料費

前年度当初予算額を上限とする。

1 7 公有財産購入費

経常経費では該当するものはない。

1 8 備品購入費

庁用自動車等 更新は、原則として10年経過、または10万キロ以上走行していること。

一般事務用備品 図書購入費は、前年度当初予算額を上限とするが、追録図書の購入については、単行本による代替え、購入済みの同種の追録図書の有無、後年度負担などを十分検討すること。

1 9 負担金補助及び交付金

負担金 出席負担金は、前年度当初予算額を上限として、内容等を明記した資料に基づき算出した額とする。

既に参加している協議会等で、行政効果の低下したものは脱会を検討すること。また、負担金を伴う協議会等への新規加入は、原則として認めない。なお、全国規模の大会、総会等への出席負担金並びに懇親会、視察経費に係る負担金は、原則として認めない。

補助金 全ての補助金について、公募制に基づく審査により決定する。

2 0 扶助費

扶助費は、任意に削減、圧縮できない義務的経費であることから、対象者に一律扶助することが適正であるかどうかなど、その必要性、公平性、効果等について常に検討、見直しを行うこと。また、物件費、補助費等と明確に区分して計上すること。

2 1 貸付金

貸付先の財政状況、事業計画、貸付の効果等を勘案した額とする。

2 2 補償補填及び賠償金

関連事業費との関係等を勘案した額とする。

2 3 償還金利子及び割引料

償還金 市債の償還金は、償還年次表に基づいて算出した額とする。

国庫支出金等の還付金は、確定しているものとする。

利子 利子償還金は、償還年次表に基づいて算出した額とする。

一時借入金利子は、借入額、利率等を勘案して算出した額とする。

2 4 投資及び出資金

支出先の財政状況、事業計画、支出の効果等を勘案した額とする。

2 5 積立金

基金積立金は、金利の動向、財政状況等を勘案して決定する。

2 6 寄附金

本節は、該当するものがない。

2 7 公課費

賦課対象、基準等が法令等で明確なものとする。

2 8 繰出金

一般会計から特別会計への当該繰り出し額が繰り出し基準に基づくものであるかどうかなど一般会計と特別会計の負担区分に留意し、会計独立の原則にたち、安易に財源不足を一般会計に依存することのないよう的確に算出した額とする。

## 19年度 予算編成作業日程表

区分		月別	～ 1 1月	1 2月	1～2月
歳入歳出 関係試算	一般財源の算定	市 税 (税各課)	～ 12/15		
		地方交付税 (財政)	"		
		財産収入 ( " )	"		
		地方譲与税 ( " )	"		
		交付金等 ( " )	"		
		使用料及び手数料 (各課)	"		
		諸 収 入 ( " )	"		
	經常的 経費	人 件 費 (人事)	～ 11/30		
		扶 助 費 (福祉部・教委)	"		
		公 債 費 (財政)	"		
		物件費、補助費等(財政・各課)	"		
		維持補修費、繰出金 ( " )	"		
		そ の 他 ( " )	"		
		經常経費化するもの (財政)	"		
予 算 編 成 方 針 の 決 定			10/2		
予 算 編 成 方 針 の 通 知			10/2		
10 か 年 実 施 計 画	10か年実施計画編成要領通知		10/2		
	10か年実施計画書提出		10/31		
	10か年実施計画書要求額入力(FINTS)		10/31		
	事業内容審査・課長・部長査定(総政・財政)		11/1～11/28		
	平成19年度予算要求変更協議通知		11/17		
	平成19年度予算要求変更協議書提出		11/22		
	変更協議書審査・課長・部長査定(総政・財政)		11/24～11/28		
	10か年実施計画市長ヒアリング			11/29～12/1	
	10か年実施計画市長査定				1/9～12
	10か年実施計画平成19年度予算内示				1/19
施策事業費見積書提出				1/26	
経 常 経 費	經常経費査定額入力(FINTS) (財政)			12/1～12/15	
	經常経費配分通知				1/19
	經常経費見積書提出				1/26

その他	事務化	1/13 ~ 31
	手打ち原稿第1稿渡し	2/1
	印刷開始	2/13
	納品	2/20